

庄原市敬老会事業補助金交付要綱（平成17年7月8日告示第198号）

最終改正:平成31年3月28日告示第45号

改正内容:平成31年3月28日告示第45号 [平成31年4月1日]

○庄原市敬老会事業補助金交付要綱

平成17年7月8日告示第198号

改正

平成20年3月19日告示第33号

平成24年7月9日告示第115号

平成30年3月27日告示第17号

平成31年3月28日告示第45号

庄原市敬老会事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表し、あわせて地域福祉の増進を図るため、各地域において主体的に実施される敬老会事業の主催団体（以下「主催団体」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（主催団体）

第2条 この要綱において、主催団体とは、次に掲げる地域組織とする。

（1）市内の自治振興区及び地区社会福祉協議会等

（2）地域で敬老会事業を実施するため結成された実行委員会等で、市長が適当と認めるもの

（補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、敬老会事業を実施するために必要な次の経費とする。

（1）会議費

（2）消耗品費

（3）通信料

（4）報償費

（5）記念品料

（6）食料費

（7）使用料及び賃借料

（8）その他の経費で市長が特に必要と認めるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、次条に定める補助基準額を限度とする。

（補助基準額）

第5条 補助基準額は、主催団体が敬老会事業を実施する地域の高齢者の数に1,220円を乗じた額とする。

2 前項の高齢者の数は、敬老会事業を実施する年度の4月1日現在において本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、同年度の12月末日において75歳以上であるものの数とする。ただし、当該敬老会事業を実施する地域内の介護保険施設、医療機関、社会福祉施設等の入所者等を事業の対象としない場合は、住民基本台帳に当該施設の所在地が記載されている者を除くものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする主催団体の代表者（以下「申請者」という。）は、敬老会事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の交付額を決定し、敬老会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 市長は、敬老会事業の円滑な実施を図る上で特に必要と認めるときは、前条の規定による交付決定を受けた主催団体（以下「補助事業者」という。）の申請に基づき、交付決定額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、敬老会事業が完了したときは、敬老会事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、敬老会事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 第8条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の敬老会事業補助金交付額確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、敬老会事業補助金精算書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により確定した補助金の額が概算払の額を下回ったときは、補助事業者はその差額を直ちに返還するものとする。
- (補助金の請求)
- 第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敬老会事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。
- (関係書類の整備)
- 第12条 補助事業者は、この補助金による事業に要した経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年を経過する日の属する市の会計年度の末日まで保管しておかなければならない。
- (補助金の返還等)
- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 第9条に規定する報告をしないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第3条の規定に関わらず、平成17年度から平成19年度までの間の口和町及び高野町における補助基準は次に定めるとおりとする。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口和町	70歳以上	71歳以上	72歳以上
高野町	65歳以上	66歳以上	67歳以上

附 則(平成20年3月19日告示第33号)

- この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成24年7月9日告示第115号)
- この告示は、平成24年7月9日から施行する。
- 附 則(平成30年3月27日告示第17号)
- (施行期日)
- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市敬老会事業補助金交付要綱の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日告示第45号)

- (施行期日)
- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市敬老会事業補助金交付要綱の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

